

帝人株式会社株式取扱規則

第1章 総 則

第 1 条(目 的)

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、定款の規定に基づき本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という)並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等(以下「証券会社等」という)の定めるところによる。

- ② 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座に係る取扱いについては、本規則の定めるところによるほか、機構及び当該信託銀行の定めるところによる。

第 2 条(株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次の通りとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

第 3 条(請求又は届出)

本規則による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第 21 条第 1 項に定める場合は、この限りでない。

- ② 前項の請求又は届出を代理人により行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは、その同意を証明する書面を提出しなければならない。
- ③ 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④ 当会社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記録等

第 4 条(株主名簿への記録)

当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記録を行う。

- ② 当会社は、株主名簿に記録される者(以下「株主等」という)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

第 5 条(株主名簿に使用する文字等)

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第 6 条(新株予約権原簿への記載又は記録)

新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- ② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

第 7 条(氏名、住所等の届出)

株主等は次の事項を届け出なければならない。

1. 氏名又は名称及び住所
2. 法人であるときは、その代表者 1 名の氏名及び役職名
3. 後見人等の法定代理人があるときは、その法定代理人の氏名又は名称及び住所
4. 株式が共有に属するときは、その代表者 1 名の氏名又は名称及び住所
5. 外国に居住するときは、日本国内において通知を受けるべき仮住所又は常任代理人の氏名若しくは名称及び住所

第 8 条(届出及び変更の方法)

前条の届出事項及び当該届出事項の変更は、証券会社等及び機構を経由して行なわなければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

第 9 条(その他の届出)

前2条に規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構若しくは証券会社等を経由して届け出るものとする。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- ② 証券会社等又は機構で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 10 条(新株予約権者の届出事項等)

当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については前3条の規定を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取

第 11 条(単元未満株式の買取請求)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行う。

第 12 条(買取価格の決定)

単元未満株式の1株あたりの買取価格は、前条の請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の普通取引の最終価格とする。

但し、その日に東京証券取引所において売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による1株あたりの買取価格に買取株式数を乗じた額をもって、買取価格とする。

第 13 条(買取代金の支払)

当社は前条第2項の買取価格の金額を買取代金として支払う。

- ② 前項の買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、株主名簿管理人の事務取扱場所においてこれを支払う。
- ③ 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金配当請求権等の権利付で決定している場合には、基準日までには買取代金を支払う。
- ④ 株主は、指定する銀行口座に対する振込又はゆうちょ銀行現金払いにより、買取代金の支払を求めることができる。

この場合、会社は支払にかかる費用を株主に請求することができる。

第 14 条(株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条第2項及び第3項の場合は、それぞれ各項に定める買取代金の支払日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

- ② 前条第4項の場合は、当会社が買取代金の銀行振込手続き又はゆうちょ銀行現金払いの手続きを完了した日に、当会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

第 15 条(買増請求の方法)

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行う。

第 16 条(買増請求の受付停止期間)

当会社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間は、買増請求の受付を停止するものとする。

1. 3 月 31 日
2. 9 月 30 日
3. その他機構が定める株主確定日等

- ② 前項のほか、当会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第 17 条(買増請求の制限)

同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求の効力は生じないものとする。

第 18 条(買増価格の決定)

単元未満株式の1株あたりの買増価格は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の普通取引の最終価格とする。

但し、その日に東京証券取引所において売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による1株あたりの買増価格に買増株式数を乗じた額をもって、買増価格とする。

第 19 条(買増株式の移転の時期)

買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 株主権の行使方法

第 20 条(書面交付請求及び異議申述)

会社法第 325 条の 5 第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という)及び同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。但し、書面交付請求が証券会社等及び機構を経由して行われる場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第 21 条(少数株主権等の行使方法)

社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という)第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう)に係る受付票を添付して行うものとする。

但し、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を準用するものとする。

第22条(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

1. 提案の理由

各議案ごとに400字

2. 取締役及び会計監査人の選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第7章 手数料

第23条(手数料)

当社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。

② 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

第1条(株式取扱規則の改正)

本規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。

第2条(株式取扱規則の管理責任者)

本規則の管理責任者はコーポレートコミュニケーション部長とする。